

《団体貸出利用案内》

府中市立図書館では、市民の皆さんに本に親しんでいただくために、次のとおり府中市内のグループに対して団体貸出をしています。

市立小中学校・学級は、学級貸出をご利用ください。

公立施設は、申請方法が異なりますので、中央図書館団体貸出担当へお問合せ下さい。

利 用 の 登 録	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体登録申込書に会則を添えて提出してください。団体登録申込書の裏面には、お借りになる資料の使用方法・利用人数などを詳しくご記入ください。会則をお持ちで無い団体は、図書館の定める会則の書式にご記入のうえ、ご提出下さい。 ・ パンフレットをお持ちの団体は、その提出もお願いいたします。 ・ 申請後、館長の承認がとれましたら、約1週間後に団体登録カード、図書館カレンダーをお送りいたします。 									
利 用 カ ー ド	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体登録カードをお使いください。 									
貸 出 ・ 返 却	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央図書館及び地区図書館をご利用ください。 ・ 新刊書、人気のある本の貸出しはご遠慮ください。 ・ 自動貸出機は、利用できません。 ・ 貸出点数が多いときの地区図書館やブックポストへの返却はご遠慮ください。 									
貸 出 点 数 貸 出 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出資料数及び貸出期間は、次表のとおりです。 ・ 視聴覚資料の貸出しは、カセット・CDのみ可です。 <table border="1" data-bbox="466 1111 1447 1256"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸出数</th> <th>貸出期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図書・雑誌・紙芝居</td> <td>合計300冊(点)以内</td> <td>3月以内</td> </tr> <tr> <td>視聴覚資料(カセット・CDのみ)</td> <td>ただし、視聴覚資料は10点以内</td> <td>14日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>個人貸出と同様、借り受けた資料を営利目的で利用したり有償で貸与等することはできませんので、ご注意ください。</p> <p>貸出期間内でも予約が入れば返却をお願いすることがあります。</p> <p>返却期限日の翌日から30日を経過しますと貸出停止になります。</p>		貸出数	貸出期間	図書・雑誌・紙芝居	合計300冊(点)以内	3月以内	視聴覚資料(カセット・CDのみ)	ただし、視聴覚資料は10点以内	14日以内
	貸出数	貸出期間								
図書・雑誌・紙芝居	合計300冊(点)以内	3月以内								
視聴覚資料(カセット・CDのみ)	ただし、視聴覚資料は10点以内	14日以内								
リ ク エ ス ト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府中市立図書館で所蔵しているものに限りません。他市依頼や購入依頼はお受けできません。 									
貸 出 期 間 延 長	<ul style="list-style-type: none"> ・ できません。団体貸出していた資料を引き続き同団体員の個人カードで借りることや個人で借りていたものを引き続き同団体員所属の団体でお借りすることはご遠慮ください。 									
選 書 ・ 運 搬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体各自でお願いします。 									
紛 失 ・ 汚 損	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体代表者の責任で弁償していただきます。 									
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット登録はできません。 ・ 登録事項に変更が生じた場合は、速やかに利用者登録変更届出書をご提出ください。 ・ 更新(5年)の際は、団体登録申込書をご提出ください。 									

「団体登録申込書」、「会則」の書式、「利用者登録変更届出書」や「団体貸出利用案内」は、図書館ホームページ(図書館について - 利用案内 団体貸出・インターネット検索など - 団体貸出)からダウンロードすることができます。